毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
7月9日
（火曜日）

目　次

○規則
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）……一
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）……一

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第五十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附則第四項中「第二十八条第一号」を「附則第三項により読み替えて適用される第二十八条第一号」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を附則第四項とし、同項の前に次の見出し及び一項を加える。

（保育士の特例）

3　当分の間、第二十八条第一号の規定の適用については、同号中「十五人」とあるのは「二十人」と、「二十五人」とあるのは「三十人」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第五十三号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十七年山口県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

附則第十三項中「第九項」を「附則第十項」に、「第四条第二項」を「読替え後の第四条第二項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第九項から附則第十二項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第八項中「第四条第二項」を「附則第七項により読み替えて適用される第四条第二項（以下「読替え後の第四条第二項」という。）」に、「同条第二項」を「読替え後の第四条第二項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項の前の見出しを削り、同項を附則第八項とし、同項の前に次の見出し及び一項を加える。

（職員の特例）

7　当分の間、第四条の規定の適用については、同条第二項第三号中「十五人」とあるのは「二十人」と、同項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」と、同条第四項中「第二項第三号又は第四号」とあるのは「附則第七項により読み替えて適用される第二項第三号又は第四号」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年七月九日印刷
令和六年七月九日発行

発行所　山口県庁

発行人　山口県知事